

ひたちなか市教育委員会会議録

令和3年 第11回 ひたちなか市教育委員会 9月定例会 会議録					
令和3年10月4日(月)		開会 午後3時30分		閉会 午後4時07分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室2				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			湯浅 博人	出席
	参事(教育担当)			大内 保広	欠席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	欠席
	学務課長			根本 光恵	出席
	青少年課長			川上 篤	出席
	青少年課係長			成田 賢一	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席
	○事務局員	総務課係長			二川 和久
総務課主事			山崎 佑太	出席	
1 議案審議等	議案第38号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	議案第39号	ひたちなか市立小中学校等学区審議会委員の委嘱について【非公開】			
2 その他	その他(1)	ひたちなか市立の小学校の通学区域について【公開】			
	その他(2)	ひたちなか市21歳の集いの実施について【公開】			
	その他(3)	新型コロナウイルス感染症に係る茨城県独自の非常事態措置等への対応等について【公開】			

令和3年第11回ひたちなか市
教育委員会9月定例会会議録

開会 15:30

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第38号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

青少年課長 この要綱につきましては、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後学童クラブの入会や退会等の学童クラブの実施運営に関し、必要な事項を定めているものになります。

議案2ページをお開きください。今回の改正につきましては、今後のデジタル化を見据え、押印の見直しと2つの様式の簡素化を図ろうとするものです。また、要綱中の生活保護法の規定による被保護世帯、就学援助世帯及び災害、その他特別の事由により保育料を納付することが著しく困難な場合、これらを教育委員会が担当部署に照会することに同意する文言の様式を別葉とし、申込者の意思を明確にしようとするものです。7ページ、8ページは様式第1号になります。第1号の表面については、電子申請を見据えて記入項目を精査、削減しようとするものです。申込書裏面につきましては、署名又は記名押印を求める同意書にしようとするものであります。電子申請を推進することで、新型コロナウイルス感染症対策として対面での受付を減らすとともに、学童システムへの入力作業が削減でき、事務の軽減が期待できると考えております。また、様式第2号につきましては、旧の証明書作成者様へと書いてあるところは、訂正のお願い等をしているところであり、こちらがありますと、例えば本社が東京にある企業の場合で軽微な訂正があったときに、わざわざ訂正印を東京の本社に求めていくということになり、事務手続が煩雑になりますので、こちらは省略させていただきます。そして新しいものは、虚偽の証明は無効となるといった文言に改正します。また、様式第2号の新しい部分については、赤字で示している職種・業務内容、育児休暇取得期間という部分につきましては、新たに追加をしようとするものでございます。説明は以上になります。ご審議の程宜しく申し上げます。

【質疑、意見等】

朝日委員 私はこの証明を会社で作っていたことがありました。就労時間の所が「午前・午後」となっているのですが、宿直勤務の方等の場合、記入の仕方が難しく、

訂正のために全て書き直したりしていたので、ここにもう少し余白があると良いのかと思いました。前に勤務していたところが午前8時から翌日の午前8時まで等の勤務だったため、書くスペースが少なく、訂正印を押したり等大変だったので、もう少し余白があると臨機応変に記入ができるのかと思いました。

青少年課長 余白につきましては、ご指摘いただいたとおり、少しバランスをとることで対応をさせていただけたらと思います。

*議案第38号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施計画要綱の一部を改正する告示制定については、全員一致で可決されました。

教 育 長 議案第39号 ひたちなか市立小中学校等学区審議会委員の委嘱については、人事の案件になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定によりまして、会議を非公開にしたいと思います。非公開にするときには、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、この案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので、非公開といたします。

*議案第39号 ひたちなか市立小中学校等学区審議会委員の委嘱については、全員一致で可決されました。

教 育 長 教育委員会の非公開を解きたいと思います。

その他(1) ひたちなか市立の小学校の通学区域について

学 務 課 長 学区審議会への諮問を、資料の2ページのとおりに行いたいと考えております。諮問事項につきましては、ひたちなか市立東石川小学校及び外野小学校に係る通学区域の変更についてとなります。諮問理由でございますが、添付の地図を合わせてご覧ください。地図中央の青色斜線部分が今回、通学区域を変更しようとする区域でございます。現在は赤色の線が学区の境界線となっており、東石川小学校の通学区域となりますが、青色斜線部分の当該区域に居住している世帯は、外野小学校区内の一部地域を基盤とする六ツ野自治会に属しているため、当該区域の世帯に属する全児童が当委員会より指定学校の変更の許可を受けて、外野小学校に就学している現状であることから、当該区域を外野小学校

の通学区域に変更することについて、諮問を行っていくものであります。現在戸建てが15軒ございますが、そのうち8軒、8世帯に小学生12名がおります。諮問からのスケジュールにつきましては、約3か月を予定しています。説明は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

その他（２） ひたちなか市21歳の集いの実施について

青少年課長 その他（２）資料に、ひたちなか市21歳の集い実施要綱を記載しました。新型コロナウイルス感染拡大のため、今年1月10日に開催をする予定であった令和3年ひたちなか市成人の集いが中止になってしまいました。その後、特別給付金、記念品の配布をしたところですが、やはり一度集まって節目を迎えたいといった声がありました。令和4年度成人の集いの前日である令和4年1月8日（土）に、今年の頭に20歳になった方について、1年遅れではあります。21歳の集いを開催したいとのことです。式典の内容と運営につきましては、前回の成人の集い実行委員会の皆様に既にコンタクトを取りまして、8月22日にオンラインでご意見を頂戴しました。その意見の内容としましては、様々なアトラクション等とはともかく、とにかく集える場所を提供していただければそれだけで本当にありがたい、といった言葉を頂戴しました。感染拡大の状況次第ではございますが、あまり凝ったものではなく皆さんが自然に集まることができるような場にしていきたいと考えております。なお、こちらにつきましては、着飾るというよりは普段着で参加していただければということでご案内をさせていただきます。また、ひたちなか市21歳の集いを開催するというので、先般9月議会に補正予算を提出しまして議決をいただいております。特に内容としましては、会場警備の業務委託料が22万円ほどでございます。その他諸々含めまして59万1千円の補正予算を組ませていただきました。また、他の市町村では、次の成人の集いも含めて、色々な感染症対策を考えているようですが、私共としては、ワクチン接種も進んできていることでもあります。今までどおりの消毒や検温等をしっかりと行いながら開催に向けて準備を進めていきたいと思っております。また、年末から年始にかけて冬場を迎えることで、再度感染が拡大することも考えられますので、場合によっては中止になってしまうこともあるかもしれません。ただ、私共としては、そのような場合が懸念されるからやらないというのではなく、できる限りのことをやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。説明は以上です。

【質疑，意見等】

特になし

その他（３） 新型コロナウイルス感染症に係る茨城県独自の非常事態措置等への対応等について

事務局 新型コロナウイルス感染症に係る茨城県独自の非常事態措置等への対応等についてということで、ここ約1か月の措置や今後の学校行事等について、教育委員会全体の話事務局の方でまとめましたのでご報告いたします。まず、資料の1ページは、この1か月間の学校の対応となります。茨城県独自の非常事態宣言は、8月27日から9月12日までという期間が延長となりまして、最終的には9月19日まで非常事態宣言措置の期間でした。表の一番左が日付で、真ん中が小中義務教育学校、右が公立幼稚園ということで、それぞれの対応を記載しています。8月31日の通知に始まりまして、記載のとおり措置を行い、最終的に10月1日から通常登校・授業を再開しております。続いて2ページは、10月1日以降の対応についてとなります。小中義務教育学校、公立幼稚園では、通常登校での授業を再開しております。幼稚園については、10月1日は2学期の始業式ということで午前中で終了し、今日から通常保育を再開しております。那珂湊地区の2園につきましては給食を行っておりますが、給食についても本日から再開しています。公立学童クラブにつきましては、夏休み期間中は回数や時間の変更等がありましたが、これも現在は通常どおりとなっております。市立図書館については、非常事態宣言期間中は貸出し、返却のみを行い、利用者をひたちなか市居住者の方に限定しておりましたが、こちらは解除となっております。また、図書館内に設置されているベンチや座って新聞を読めるコーナーは、一部制限がかかっておりましたが、そちらも解除しております。文化財室の所管である埋蔵文化財センターや武田氏館は、8月23日は月曜日のため休館で、翌24日から休館、休止をしておりましたが、9月28日から通常どおり開館しています。総務課が所管している学校体育施設開放事業は、学校の体育館やグラウンドを放課後や土曜日、日曜日等に、登録制にして団体に貸し出している事業です。こちらは夕方6時以降の貸出しを制限しておりましたが、現在は解除し、通常どおりの利用を再開しております。通常ですと、平日は夕方5時から夜の9時まで、土曜日、日曜日は朝の6時から夜の9時まで施設を貸し出しております。最後は中止・延期が決定している教育委員会関係の大型イベントになります。虎塚古墳の一般公開の秋季は中止が決定しております。虎塚古墳については、春と秋の年に2回公開しております。秋は10月29日から10月31日、11月3日から11月7日という日程で計画しておりましたが、中止となっております。3ページ、4ページにつつま

しては、小中義務教育学校についてということで、まず3ページは学校行事の現状について(1)から(9)まで、学校行事の予定が書かれています。直近のものでいうと(1)体育祭は、9月9日に計画されていましたが、10月から11月にクラスマッチ等の代替行事を学年ごとに実施することとなりました。残念ながら保護者等の参観はなしということで予定をしております。(2)中学校新人体育大会の市大会は、9月22日、24日等を実施予定だったものが延期となり、今月28日、29日に市内大会が実施されます。昨年度に引き続き無観客での実施を検討しております。(3)中学校修学旅行は5月、6月の京都、奈良方面は中止となっておりますが、10月中旬以降で代替案を実施となっております。福島、栃木、群馬、山梨、長野、静岡方面で検討しております。その他は諸々学校の秋の行事となっております。合唱コンクールや宿泊学習、秋祭り等、遠足、音楽会となっております。4ページになります。現在通常登校を再開しましたが、感染が不安な児童生徒への対応として、学習の保証のため、リモートでの対応を検討しております。また、そういった場合の出席簿の取扱いについては、出席停止ということで、風邪で休む場合などの欠席とは別の扱いで対応しております。最後に今後について、(1)のとおり、今週末の金曜日で前期が終了し、10月11日の月曜日から後期が始まります。(2)が学習指導ということで、この臨時休業の影響を受けて急遽検討しまして、今後の学習について記載しています。概略ではありますが、説明は以上です。

【質疑、意見等】

朝日委員 資料4ページの感染不安の児童への対応について、リモートでの対応とのことだったのですが、リモートで対応をしている子については、出席扱いとなりますか。

指導課長 (2)にあるとおり、出席停止扱いとなります。

朝日委員 (1)のリモート対応ということで、学校で対面で授業をしている子もいれば、不安があつて家からリモートで授業を受けている子がいるときに、そのリモートで受けている子は出席になりますよね。

指導課長 出席簿自体は、登校しているかどうかの記録なので、登校していない時点で出席にはなりません。だからといって欠席にもしないという扱いになります。

教育長 出席停止は欠席にはならないので、調査書等にも書かれても、忌引き等と同じ

で、学校に来ないことが認められているということです。

朝日委員 学校に行くか、学校に少し不安があって行けないというのは、保護者が気兼ねなく選択できるようになっているのですか。うちの子は心配だから行かせたくないという人は、学校に行かせなくて申し訳ないと思いながら連絡していると思います。

教育長 保護者が選べるかどうかということですか。

指導課長 どうしますかと聞くようなことはしていません。

朝日委員 もし持病がある子がいて学校に行かせたくないという時に、今日いけませんということではなくて、行く、行かないの他に、不安なので行かせないという選択があってもいいのかなと思いました。

教育長 基本的には、学校に行くということが条件になります。ただ先程のお話にあったように、どうしても行けない又は、行かない方がいいといった時には、基本的には校長の判断で合理的な配慮が認められるか、認められないか、そのためには、しっかりと学校に相談して状況を報告しなくてはなりません。不安だからすぐに休みというのではなく、自分の子供はこういった状況なので出席停止扱いにさせていただけないかということをしっかり話し合い、相談をすることが必要です。その子への対応も十分に気を付けていかないといけないお子さんになりますので。学校も状況をしっかりと把握することが必要です。

朝日委員 周りでこういった子がいて状況が心配だから今日は来られないというのと、ただ単に学校行きたくないので来られないのか、どちらなのかと先生も困ってしまったりするのではないかと思います。学校でお友達関係の問題があるのか、コロナが心配なのかを先生方も把握したいと思うので。

教育長 1つ1つきちんと相談して連携を取った方がいいということで、校長判断になっています。担任判断ではなく、担任が聞いたらそれに対して学校でどうしたらいいかというのを判断していきます。

自分の家族の中にPCR検査を受けたとか、風邪の症状があり不安な時には、出席停止扱いになります。このように非常に様々な場合があるので、大変だとしても1つ1つ学校に相談して対応することが必要です。

岡本委員 自分が感染してしまったという場合以外に、感染不安ということで出席停止

として扱ったような事例は、実際に発生していたのかどうかを知りたいです。

指導課長 臨時休業前に若干ですがありました。家族に発熱や風邪症状があったため、場合によっては、自分が周りに移してしまうのではないかといい、感染させてしまう不安というケースも出席停止扱いとして対応をしました。

教育長 (閉会の宣言)

閉会 16:07